

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1	会議の名称	令和 6 年度第 2 回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会
2	会議の開催日時	令和 6 年 1 1 月 2 0 日（水） 午前 1 0 時から午前 1 2 時まで
3	会議の開催場所	ときわ会館 3 階 第 2 会議室
4	出席者名	鬼沢会長、袖野副会長、中村委員、永田委員、清川委員、三次委員、川田委員、小林委員、谷口委員、高村委員、上領委員、甲斐委員
5	欠席者名	田口委員、山崎委員、赤松委員
6	議題及び公開又は非公開の別	・令和 5 年度さいたま市ごみ処理実績（確定）について ・令和 6 年度の主な施策の取組み状況について ・一般廃棄物処理手数料の改定について ・その他（今後の予定） （公開）
7	非公開の理由	—
8	傍聴者の数	0 名
9	審議した内容	一般廃棄物処理手数料の改定について
10	問合せ先	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 電話番号 0 4 8－8 2 9－1 3 3 8
11	その他	

令和6年度第2回さいたま市廃棄物減量等推進審議会

次 第

日 時：令和6年11月20日（水）10:00～

場 所：ときわ会館3階 第2会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和5年度さいたま市ごみ処理実績（確定）について
- (2) 令和6年度の主な施策の取組み状況について
- (3) 一般廃棄物処理の手数料の改定について
- (4) その他

3 閉 会

配付資料一覧

- 次第（本紙）
- 名簿、席次表
- さいたま市廃棄物減量等推進審議会に関する規定
- 資料1 令和5年度さいたま市ごみ処理実績（確定）について
- 資料2 令和6年度の主な施策の取組み状況について
- 資料3 一般廃棄物処理の手数料の改定について
- 資料4 その他
- 諮問書（別途配布）

第11期さいたま市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

令和6年11月
(敬称略)

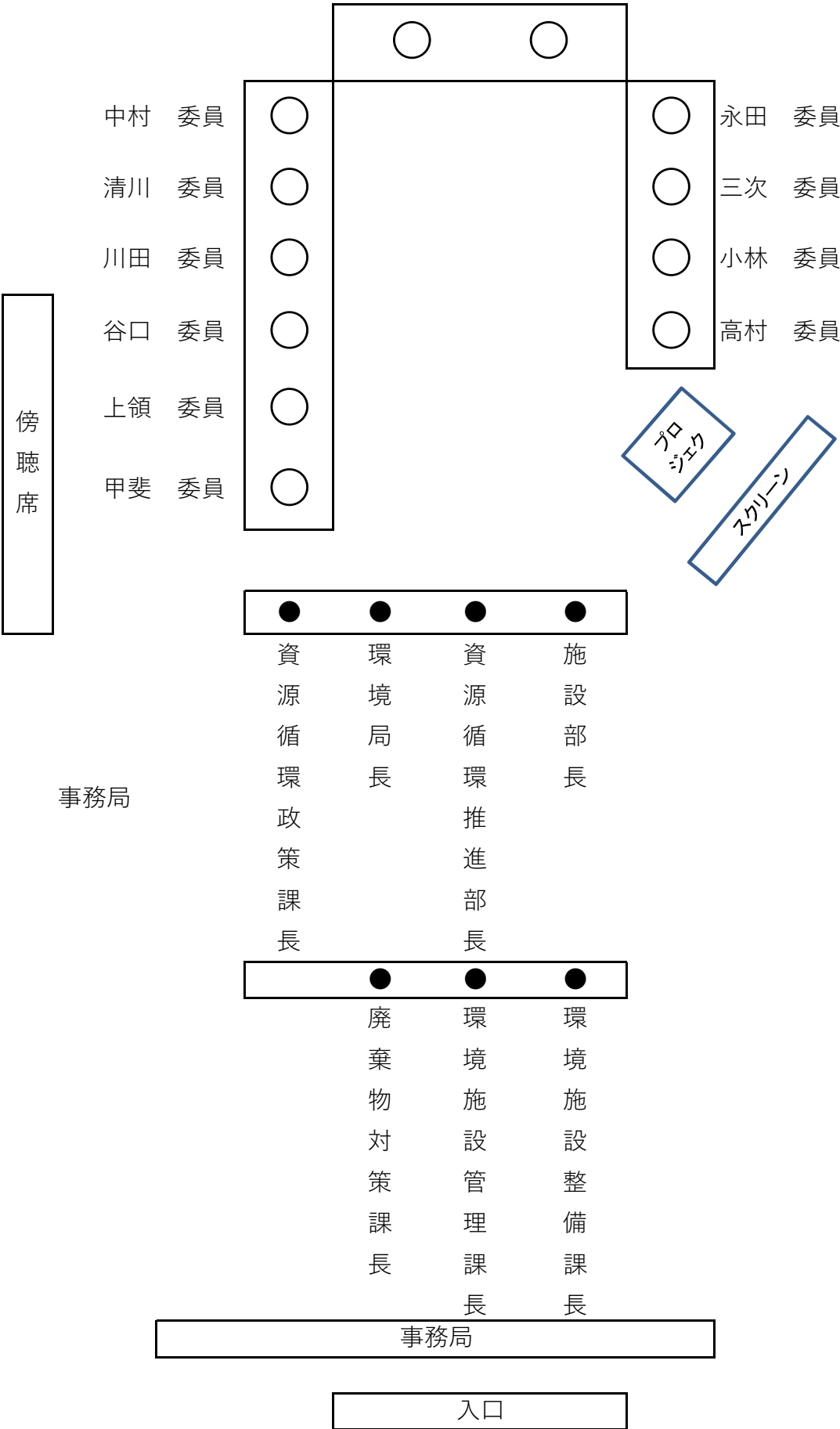
区分		所属	氏名
1	学識経験者	(特定非営利活動法人) 持続可能な社会をつくる元気ネット	きざわ りょうこ 鬼沢 良子
2	学識経験者	埼玉大学 大学院 理工学研究科 助教	なかむら けんご 中村 謙吾
3	学識経験者	芝浦工業大学 システム理工学部 環境システム学科 教授	そでの れいこ 袖野 玲子
4	市民代表	公募選出	ながた のぶお 永田 信雄
5	市民代表	公募選出	きよかわ しずか 清川 静香
6	関係団体代表	さいたま市自治会連合会	みつぎ のぶお 三次 宣夫
7	関係団体代表	さいたま市PTA協議会	かわた みちよ 川田 倫世
8	関係団体代表	さいたま市子ども会育成連絡協議会	たぐち ゆりこ 田口 ゆり子
9	関係団体代表	さいたま商工会議所	こばやし あつし 小林 敦
10	関係団体代表	(公益社団法人) 埼玉中央青年会議所	たにぐち みずき 谷口 瑞生
11	関係団体代表	さいたま市環境会議	たかむら ゆみ 高村 裕美
12	関係団体代表	(特定非営利活動法人) 埼玉エコ・リサイクル連絡会	かみりょう そのこ 上領 園子
13	関係団体代表	さいたま市環境美化会議	やまざき ようこ 山崎 蓉子
14	新	関係行政機関 環境省関東地方環境事務所資源循環課長	かい ふみよし 甲斐 文祥
15		関係行政機関 埼玉県 資源循環推進課 副課長	あかまつ しんいち 赤松 真一

任期 | 令和6年4月1日～令和8年3月31日

令和6年度第2回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 席次表

日時 | 令和6年11月20日(水) 午前10時～
場所 | ときわ会館3階 第2会議室

鬼沢会長 袖野副会長



さいたま市廃棄物減量等推進審議会 根拠法令

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年12月25日法律第137号)
- 2 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
(平成13年5月1日条例第195号)
- 3 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
(平成13年5月1日規則第142号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

第11章 審議会及び推進員

(審議会)

第51条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項を審議するため、さいたま市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する基本的事項について調査審議する。
- 3 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項について、市長に提言することができる。
- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

第6章 審議会及び推進員

(審議会の組織)

第32条 条例第51条第4項に規定するさいたま市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第34条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第35条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第36条 第32条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

令和6年度第2回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会

資料1

令和5年度さいたま市ごみ処理実績(確定)について



令和6年11月20日

環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

(1) 令和5年度ごみ処理実績の概要

項 目	R4	R5	増 減 (前年比)	最終目標 (R9)	目標達成状況 (R9年度目標 との差)
総排出量(t)【可燃+不燃+資源】	402,045	387,312	▲14,733	390,867	達成(▲3,555)
家庭系ごみ排出量(t)	292,237	280,746	▲11,491	289,968	達成(▲9,222)
事業系ごみ排出量(t)	100,250	97,667	▲2,583	100,503	達成(▲2,836)
市民1人1日あたり総排出量(g)	823	787	▲36	827	達成(▲40)
市民1人1日あたり 家庭系ごみ排出量(g) (資源物除く)	492	471	▲21	456	未達成(+15)
最終処分率(%)	3.49	3.27	▲0.22	3.1	未達成(+0.17)

令和6年6月18日確定

- 製造・販売事業者においては、容器包装の設計・製造段階での減量・薄肉化や販売時の過剰包装の取りやめなど環境に配慮した取組が進められおり、そうした状況がごみ量減少の要因の一つにあるものと推察している。

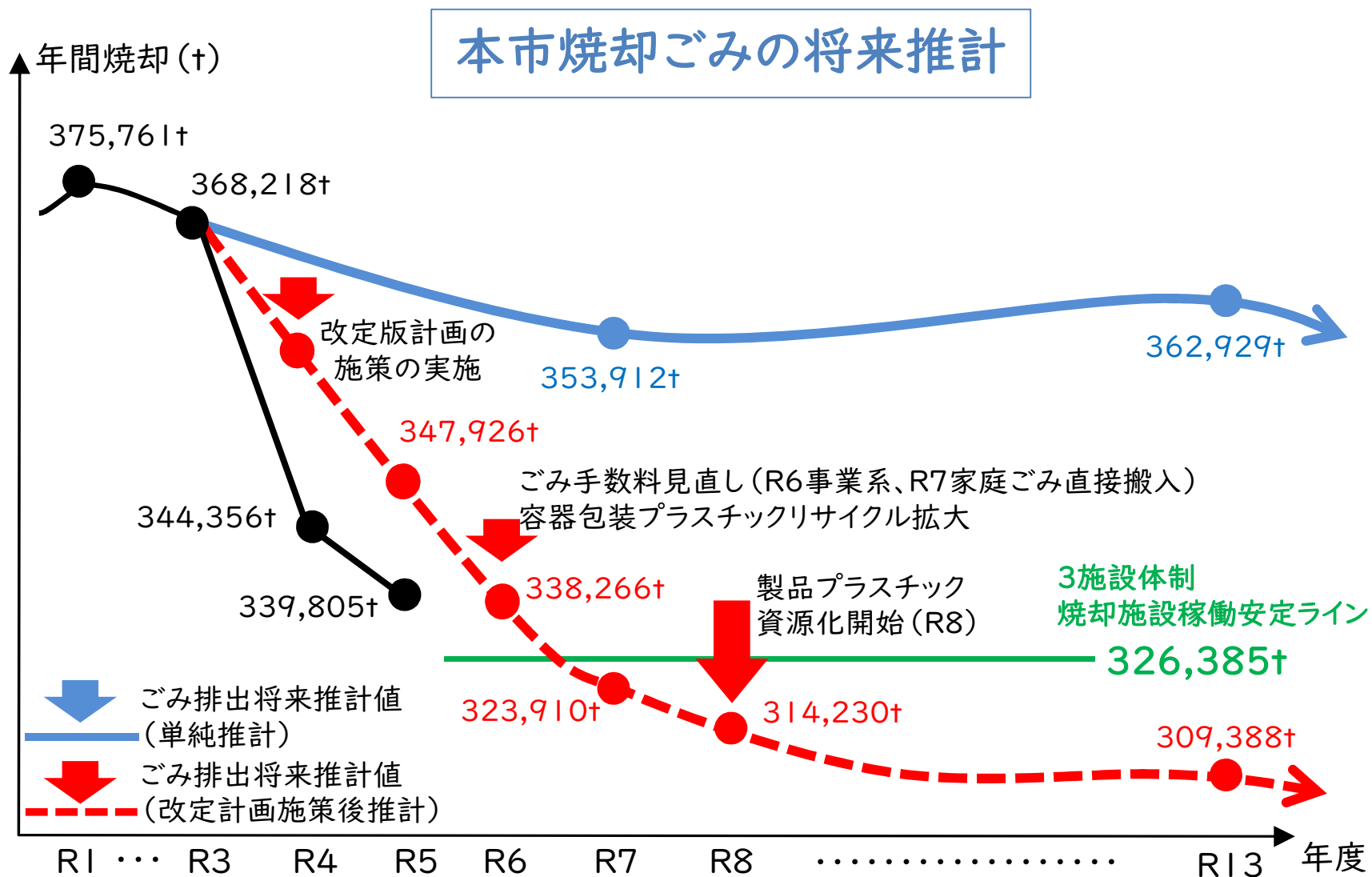
(2) 令和6年度上半期のごみ排出の状況

(単位:t)

月別	令和5年度			令和6年度			前年度比較 (R6-R5)
	家庭系	事業系	合計	家庭系	事業系	合計	
4月	22,932	7,802	30,735	25,938	8,242	34,180	3,445(+11.2%)
5月	26,015	8,464	34,479	25,390	8,404	33,794	▲685(▲2.0%)
6月	24,104	8,484	32,588	21,703	8,068	29,771	▲2,817(▲8.6%)
7月	22,776	8,424	31,200	24,506	8,990	33,496	2,296(+7.4%)
8月	23,814	8,360	32,174	23,092	8,230	31,322	▲852(▲2.6%)
9月	22,171	8,325	30,496	22,062	8,197	30,259	▲237(▲0.8%)
合計	141,812	49,859	191,671	142,691	50,131	192,822	1,151(+0.6%)

- 昨年度上半期と比較して、総排出量は家庭系が約900t、事業系が約300t、計約1,200t増加した。
- 令和6年4月から事業系ごみ処理手数料が170円/10kgから240円/10kgに改定したが、減量までは至らず増加分を抑制する程度の効果であったと考えられる。
- 令和6年10月からは、容器包装プラスチックリサイクルの拡大や事業系木くずの民間施設での資源化要請を行っていることから、下半期の施策効果を期待している。

(3) 本市の焼却ごみ量(※もえるごみに限る)の推移と将来推計



(4) 令和6年度上半期の焼却ごみ量の状況

【焼却量比較】

(単位:t)

月別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比較 (R6-R5)
4~6月	89,416	90,948	89,436	-1,512
7月	28,614	29,127	28,964	-163
8月	29,617	27,178	29,598	2,420
9月	27,353	22,934	27,107	4,173
合 計	174,999	170,187	175,105	4,918

約10,649t程度の差

目標焼却量:328,911t (上半期目標:164,456t)

【可燃物搬入量(破碎可燃物含む)比較】

(単位:t)

月別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比較 (R6-R5)
4~6月	88,881	86,546	85,667	-879
7月	28,305	27,475	28,888	1,413
8月	30,287	28,079	27,628	-451
9月	28,986	26,547	26,366	-181
合 計	176,460	168,647	168,549	-98

(5) 一般廃棄物処理に係る経費 | 行政コスト計算書

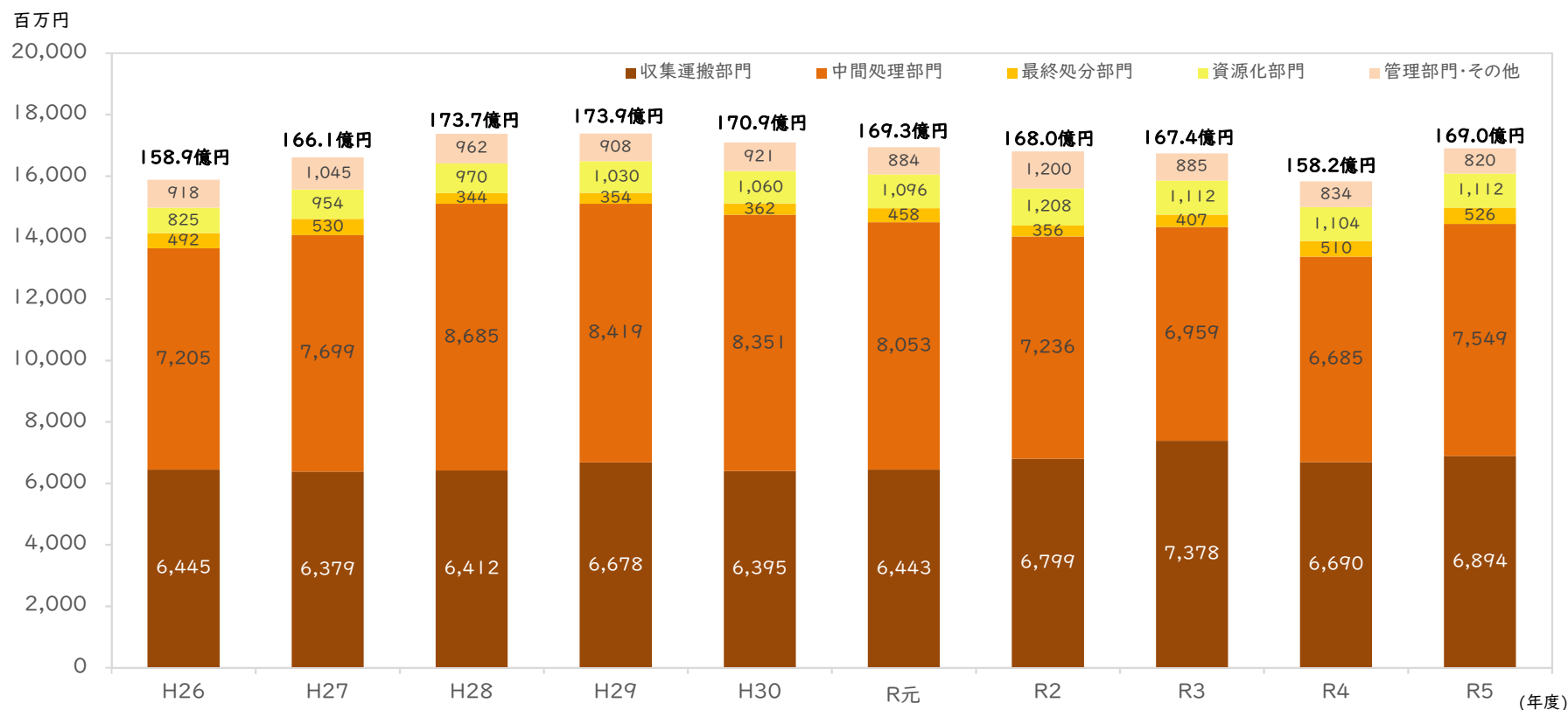
年度別推移 | 部門別

全体 | H29年度の約174億円をピークに減少傾向ではあるが、R5年度は増加し年間「約169億円」の経費を要している。

収集運搬部門 | 委託化の推進など、効率的な収集運搬体制の確保に努めているが、年間「約69億円」の経費を要している。

中間処理部門 | 年間「約75億円」の経費を要しており、老朽化施設の更新など、効率的な処理体制の確保が必要。

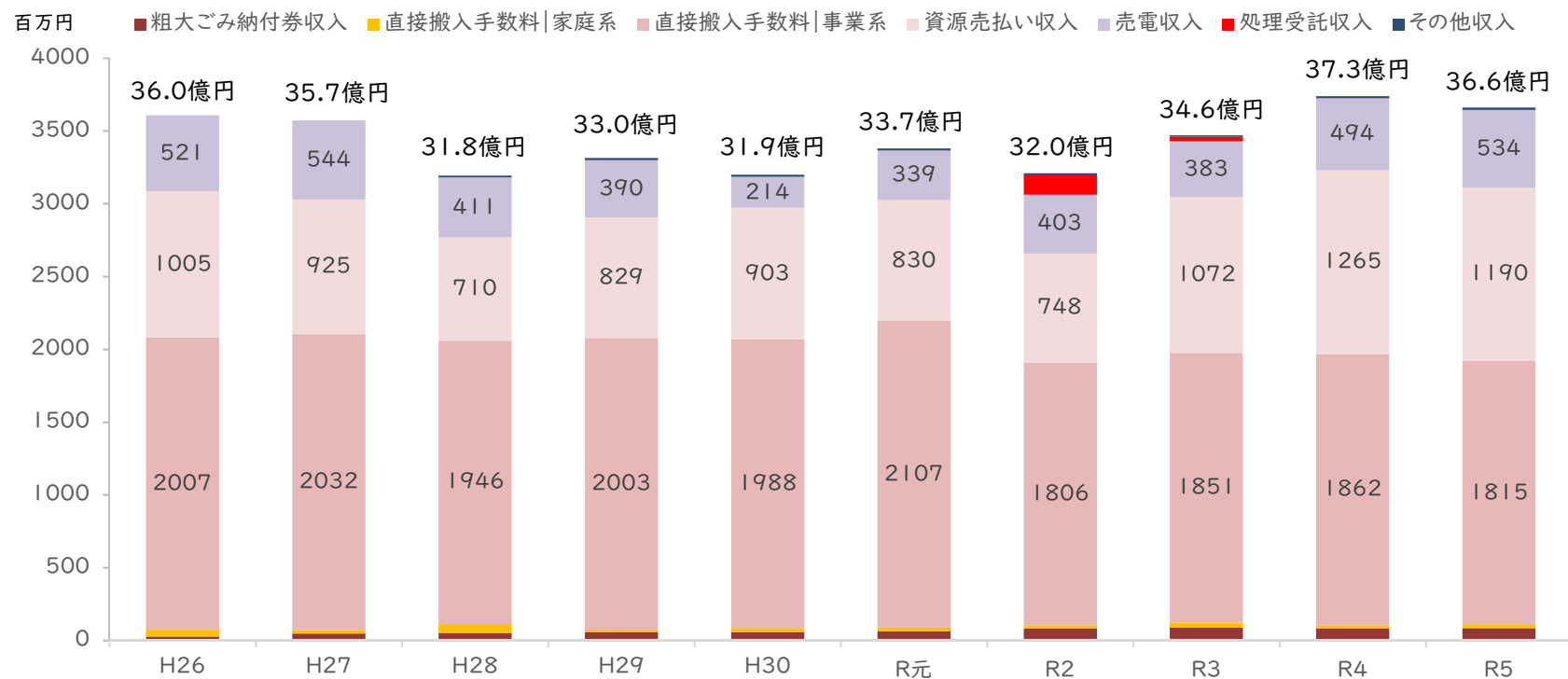
最終処分部門 | 環境広場受け入れ終了に伴う市外委託増の影響で、令和3年度より増加し、年間「約5.3億円」の経費を要している。



(6) 一般廃棄物処理に係る収益

年度別推移 | 項目別

全 体	年間「約37億円」の収益を得ている。(一般廃棄物処理に係る経費 169億円の2割程度)
直接搬入手数料(事業系)	収益の大きな柱となっており、年間「約18億円」の収益を得ている。
資源物売払収入	資源取引価格に大きく影響を受けるものの、年間「約12億円」の収益を得ている。
売電収入	桜環境センターの供用開始後、一時的に大きく収益を伸ばすものの、近年は2~4億で推移していたが、令和4年度及び令和5年度は年間「約5億円」と増加している。



令和6年度の主な施策の取組み状況について



令和6年11月20日

環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

(1) 一般廃棄物処理の直接搬入制度の見直し

改定理由：収集所への分別排出の促進、受益者負担額の適正化

改正内容1 家庭ごみを清掃センターへ直接搬入する場合の処理手数料の改定

これまで
100kg 未満 無料



令和7年1月から
10kg 以下 無料

これまで
10kg につき 20円



令和7年1月から
10kg につき 100円



令和8年1月から
10kg につき 180円



令和9年1月から最終的に
10kg につき 240円



改正内容2 家庭ごみを清掃センターへ直接搬入する場合の完全予約制の実施

これまで
土曜日、祝日、年末



令和7年1月から
平日、土曜日、祝日、年末

(2)ー1 容器包装プラスチックリサイクルの拡大事業

令和6年10月からの変更点

①食品以外の容器包装プラスチックも資源物1類に

- ・プラスチックのさらなる資源化による焼却量の削減を図るため、これまで食品関係の容器包装プラスチックのみをリサイクルしていたが、食品以外の容器包装プラスチック（洗剤容器、シャンプーボトル等）も資源物1類として回収し、リサイクルすることとした。

②資源物1類は透明袋で

- ・リチウムイオン電池や刃物等の異物混入による収集運搬・中間処理時の火災事故並びに作業員の怪我を未然に防止するため、資源物1類でごみを出す際は透明袋のみとした。



(2)ー2 容器包装プラスチックリサイクルの拡大事業

変更への対応状況

①関係者への周知

- ・令和6年7月以降、自治会連合会を通じて変更を周知
- ・令和6年6月・9月に市内小売店に透明袋の販売について依頼

②市民への周知

- ・令和6年4月に家庭ごみの出し方マニュアル(全戸配布)にて周知
- ・令和6年9月に市報さいたま(全戸配布)にて周知
- ・希望する自治会に回覧用チラシを配布

ごみ袋調査(1回目)

日 時:令和6年10月16日(水) 11時00分~15時00分

場 所:桜環境センター 資源物プラットフォーム

【住宅地域】

	透明袋	半透明袋	色付き その他の 半透明袋	計
数 (割合)	125 (25.0%)	277 (55.4%)	98 (19.6%)	500

【商業地域】

	透明袋	半透明袋	色付き その他の 半透明袋	計
数 (割合)	168 (33.6%)	246 (49.2%)	86 (17.2%)	500



今後の予定

- ・資源物I類の変更を周知する内容のポスターを収集所に掲示(令和6年11月以降)
- ・チラシの全戸配布(令和6年12月末)
- ・家庭ごみの出し方マニュアルの全戸配布(令和7年3月末)
- ※ 製品プラスチックの資源物としての回収は令和8年度以降を予定。

(3)ー1 事業系木くずのリサイクル推進事業

○事業内容

事業系木くず類について、市清掃センターの受入基準を要綱で定め、令和7年4月からは資源化可能な木くずについては、原則受入れを停止し、市内民間リサイクル施設での処理へ誘導する。

○事業イメージ



○事業スケジュール

R6.7 一般廃棄物収集運搬業許可業者等へ事業系木くず受入停止について通知
その他搬入事業者へ市清掃センターにおいてチラシ配布やHP等により周知
市内民間許可業者(木くず専用リサイクル施設)へ協力依頼

R6.10 資源化可能な事業系木くずを搬入する事業者へ市内許可業者に搬入するよう要請開始
一般廃棄物処理業講習会にて周知及び質疑応答

R7.4 資源化可能な事業系木くずを搬入する事業者の受入を停止※
※市内許可業者で受入拒否された木くずについては、受け入れる

(3)ー2 事業系木くずのリサイクル推進事業

(表)

事業者・一般廃棄物収集運搬業許可業者のみならずへ

令和6年10月1日 から事業活動に伴う
剪定枝・刈草等は**民間リサイクル施設に**
お持込みください。

※令和7年4月1日以降は市清掃センターには
お持込みできません。



民間リサイクル施設の所在地等
詳細情報については裏面または
右のQRコードよりご確認ください。



URL:<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/008/001/p115731.html>

発行：さいたま市環境局施設部環境施設管理課
TEL：048-829-1343 FAX：048-829-1991

(裏)

概要

現在、さいたま市では市清掃センターを3施設体制に移行するにあたり、もえるごみの処理量を14,000t削減する必要があります。
この状況下において、事業活動に伴い排出される一般廃棄物の減量を行うため、剪定枝・刈草等は令和6年10月1日以降は民間木くずリサイクル施設への搬入をお願いします。
令和7年4月1日より市清掃センターでの事業系木くずの受入れは停止します。

対象品目

受入停止の対象品目は以下のとおりです。

- ・剪定枝
- ・草、わら、つる、落ち葉
- ・竹

※対象品目以外の木くず類(木製家具等)についても、引き続きリサイクル施設の積極的な活用をお願いします。

持込施設

事前にご連絡のうえ、以下の木くずリサイクル施設にお持込みください。
※処理料金、受入条件等の詳細は各施設にお問い合わせください。

	所在地	営業時間・電話番号
(有)みどりサービス (剪定枝)	緑区大字南部領辻3871-1	月～土(祝日・夏季・年末除く) 8:00～11:50 13:00～17:50 TEL048-878-0113
(有)太盛 (剪定枝・刈草類)	浦和区大原5-12-1	月～金 8:00～12:00 13:00～18:00 TEL048-685-8161
(株)藤栄商事 (剪定枝・刈草類)	岩槻区末田2048-2	月～土(祝日・夏季・年末除く) 8:00～12:00 13:00～18:00 TEL048-797-0751

持込みを拒否された場合(R7.4.1以降)

木くずリサイクル施設で受入れできないと判断した場合は、各施設より「一般廃棄物(木くず)の処理不適等確認書」を発行します。
確認書が発行され、かつ市が処理できる木くず類である場合は市清掃センターにお持込みできます。
市清掃センターへの持込みを希望する場合には、事前に各清掃センターにご連絡ください。

〈案内チラシ〉

(4)ー1 家庭系剪定枝・刈草類のリサイクル実証事業

○事業モデルの内容

削減対象：家庭から排出される剪定枝及び刈草

①収集所からの引き抜き再資源化

②市清掃センターでの引き抜き再資源化

③搬入先の変更・誘導（市清掃センターから市内許可業者へ）

○検証事項

- ・有効性
- ・費用対効果
- ・CO2削減効果

本市に合った
リサイクルルート構築を図る

○実証イメージ

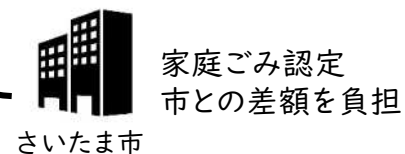


【実証②】
清掃センターのプラットホームに分別コンテナを設置し、市民に剪定枝・刈草を入れてもらう。

【実証①】
もえるごみの日に、収集車両と実証用車両の2台で回り、剪定枝・刈草の袋を分けとる。
桜区の一部地域をモデル地区とする。



【実証③】
市が「家庭ごみの剪定枝・刈草」と認定を与えて、市内許可業者へ無償（市負担）で搬入させる。期間は11月の1か月間。



(4)ー2 家庭系剪定枝・刈草類のリサイクル実証事業

(表)

実証実験へのご協力をお願い

ご家庭から出た『^{せんていし}剪定枝・^{かりくさ}刈草』のリサイクルをお願いします(無料)

市清掃センターで焼却している枝や刈草などの木くず類は水分量が多く、焼却するのに大きなエネルギーやコストがかかり、施設の負担となっています。そこで、焼却量を減らすことを目的に、樹木の剪定枝や刈草をリサイクルする実証実験を行います。

市内のリサイクル業者へ直接お持ちいただいた剪定枝及び刈草の処理手数料を期間限定で無料とします。(さいたま市が負担します。)

ぜひこの機会にご利用ください。

期間中の処理手数料 無料

令和6年11月1日～11月30日まで

下記の3施設へお持ち込みください

有限会社太盛

浦和区大原 5-12-1
TEL:048-685-8161

株式会社藤榮商事

岩槻区大字末田 2048-2
TEL:048-797-0751

有限会社みどりサービス

緑区大字南部領辻 3871-1
TEL:048-878-0113

※事業者からの持ち込みは通常の処理手数料が発生します。

実証事業期間中、上記の3業者への搬入には「予約システム」による搬入の予約が必要となります。

持ち込みの予約は左下の「お申し込み」からお願いします。

スマートフォンやパソコンから行えますが、それらによる予約が行えない方には、右下の「お問い合わせ」の電話による予約も行っています。

※予約の取り消しは「さいたま市資源循環政策課」へご連絡ください。

予約システムからの取り消しは行えません。

裏面の注意事項をお読みください

お申し込み

QRコードからアクセス
できない方はURLから
アクセスして下さい

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/010/004/p116885.html>

お問い合わせ

さいたま市環境局 資源循環推進部
資源循環政策課 政策推進係

TEL:048-829-1、
FAX:048-829-746

(裏)

持ち込む時、以下にご注意ください!

枝と刈草は分けてください

木・草以外のモノが付着していないこと
(多量に土が付いているものや、木草以外が付着していると持ち込めません)

落ち葉は出せません **NG**

ごみ袋やビニールひも等はお持ち帰りいただきます

お持ち込みのご予約は前日 16 時までです。
当日のご予約は「資源循環政策課」
(TEL:048-829-1338) へご相談ください。

予約はこちら

有限会社太盛

受付時間：月～金 8:30～12:00、13:30～16:30
無料受入対象
：剪定枝(長さ2m以内、直径10cm以内)、刈草
対象外：毒性のある樹木(キョウチクトウ、彼岸花等)
注意事項：木くず類以外のごみ等の混載がある場合は受け入れることができません。

株式会社藤榮商事

受付時間：月～土 8:00～12:00、13:30～17:30
無料受入対象：剪定枝(長さ及び太さの制限なし)、刈草
対象外：毒性のある樹木(キョウチクトウ、彼岸花等)

有限会社みどりサービス

受付時間：月～土 8:30～11:50、13:00～17:30
無料受入対象：剪定枝(長さ2m以内、太さの制限なし)
対象外：草・生花・芝生・竹類・根株



〈案内チラシ〉

(5) 食品ロス削減 & 持ち寄りフェスティバル

さいたま市民の日×3Rイベント

日時: 令和6年5月19日(日曜日) 10:00~16:00

場所: さいたま新都心バスターミナル



項目	実績
ブース訪問者数	訪問者数: 465組以上 記念品抽選数: 約800回
フードドライブ	食品回収量: 49.8kg
SDGsに配慮した ベーグルの販売	販売数: 200個完売
家具等のリユース	回収量: 665kg
衣服のリユース	回収量: 700kg
自転車のリユース	回収台数: 54台 販売台数: 28台
小型家電の リサイクル	回収量: 120kg

(6) 食品ロス削減月間キャンペーン

食品ロス削減月間×さいたまヒーロー買いキャンペーン

食品小売店での食品ロス削減を図るため、市内の協力店舗において、消費期限が近い商品等にシールを貼ってもらい、対象シールを3枚集めて応募すると抽選で賞品が当たるキャンペーンを実施。

実施期間: 令和6年10月1日～10月31日

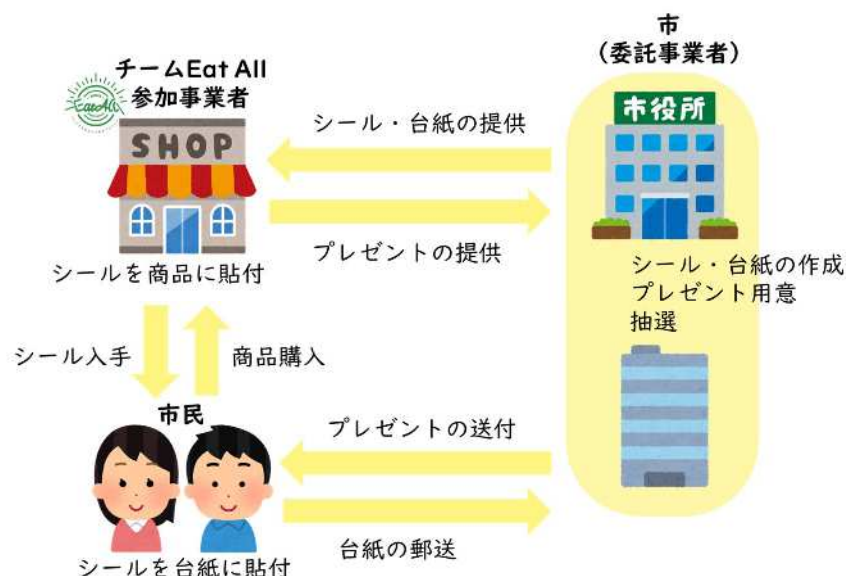
実施店舗: 市内17店舗

応募方法: WEBもしくは郵送

キャンペーンサイト閲覧数

(10/23日時点): 15,191件

応募者数: 集計中



キャンペーンシール



キャンペーンリーフレット

(7)ー1 その他

九都県市チャレンジ省資源宣言キャンペーン



内容：ワンウェイプラスチック製品、容器包装、食品廃棄物の発生抑制や減量化等について事業者が行う取組みを応援し、住民への普及啓発を行うことで持続可能な資源利用への転換を目指す共同キャンペーンを実施。

①広報用ポスターの配布

②プレゼントキャンペーンの実施

実施期間：令和6年10月16日～12月16日

③エコプロ2024への出展による啓発

実施期間：令和6年12月4日～12月6日

大都市減量化・資源化共同キャンペーン



内容：大都市が連携して「ごみの減量化・資源化」に対する市民・事業者の意識啓発を図ることを目的とし、共同キャンペーンを実施。

実施期間：令和6年10月1日～10月31日

啓発品：リサイクルPETを使用した保冷バッグ



(7)ー2 その他

埼玉県のリチウムイオン電池実証実験への参加



- 内容：①ごみ処理場に搬入された不燃ごみや危険ごみ等から
リチウムイオン電池を分別・回収。（作業工数や回収量の確認）
②安全かつ簡易な絶縁処理方法の検討。
③市町村からリチウムイオン電池等再資源化事業者まで効率的に
搬送できるスキームの検討。

実施期間：令和6年10月～令和7年3月（予定）

一般廃棄物処理の手数料の改定について



令和6年11月20日

環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

一般廃棄物処理の手数料の改定について

本市の一般廃棄物（ごみに限る）処理の手数料

根拠：さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）

種 別		金 額	
		市が収集運搬し 処分するもの	市が処分のみ するもの
1	犬、猫その他の動物の死体	1,000円	500円
2	適正処理困難物	2,000円を上限として、 品目別に定める	1,500円を上限として、 品目別に定める
3	家庭系直接搬入ごみ	—	改 定 済
4	事業系ごみ	—	
5	粗大ごみ	500円	—

*上表により算定した額に100分の110を乗じて得た額。ただし、10円未満の端数切捨て。

一般廃棄物処理の手数料の改定について

一般廃棄物（ごみに限る）処理手数料額の構成

※当該ページ以降の金額は、
比較のため消費税相当額
（10%）を含んだ額でお示し
します。

(1) 収集運搬手数料
一律550円

+

(2) 処分手数料
品目*ごとに設定

= 実額（市が収集して処分した
場合に徴収する手数料額）



*品目ごとの処分手数料

(2)-1 犬、猫その他の 動物の死体	550円
(2)-2 適正処理困難物	スプリング入りマットレス：1,650円 1人用スプリング入りソファ：550円 1人用以外スプリング入りソファ：1,650円 タイヤ・ホイール：550円 物干し台：550円 バッテリー：550円
(2)-3 粗大ごみ	設定なし※

※粗大ごみのみ清掃センターへ直接搬入した場合は、「直接搬入手数料」がかかる。

一般廃棄物処理の手数料の改定について

Ⅰ 犬、猫その他動物の死体の処理経費（本市）

	総件数（件） (A)	うち、市民からの 依頼件数（件）	手数料実額 550円		手数料実額 550円	
			収集に係る 総経費（円） (B)	1件あたりに要する 収集経費（円） (B)÷(A)	火葬に係る 総経費（円） (C)	1件あたりに要する 火葬経費（円） (C)÷(A)
令和元年度	6,453	1,735	27,470,600	4,257	20,690,640	3,206
令和2年度	6,102	1,553	28,259,000	4,631	19,351,200	3,171
令和3年度	5,954	1,541	28,490,000	4,785	18,958,500	3,184
令和4年度	5,686	1,380	29,150,000	5,127	18,295,200	3,218
令和5年度	5,496	1,308	31,339,000	5,702	17,638,500	3,209
平均	5,938	1,503	28,941,720	4,900	18,986,808	3,198

現行手数料（550円）
の約9倍!!

現行手数料（550円）
の約6倍!!

※犬、猫その他の動物の死体は、基本的に市が引き取りに行くため、清掃センターへの直接搬入は事実上なし。

※市民が支払う手数料の実額は1件あたり1,100円だが、実際にかかっている経費の合計は、収集運搬4,900円+火葬3,198円の合計8,098円となり、約7.4倍である。

一般廃棄物処理の手数料の改定について

【参考】主な自治体の犬、猫その他動物の死体の処理手数料

(令和6年10月 さいたま市調べ)

自治体	収集運搬手数料	火葬手数料	実額
横浜市	(収集+火葬) 6,500円		6,500円
川崎市	(収集+火葬) 3,000円		3,000円
相模原市	(収集しない)	4,300円	4,300円
千葉市	550円※	550円	1,100円
春日部市	(市では処理しない)		—
越谷市	(収集+火葬) 7,350円		7,350円
富士見市	(収集+火葬) 小型:1,500円、中・大型:2,000円		—
	—	犬:1,050円、猫:420円、その他210円/kg	—
志木市	(収集+火葬) 2,100円		2,100円
	—	犬:1,050円、猫:420円、その他210円/kg	—
朝霞市	1,000円※	1,000円	2,000円
川口市	1,140円	4,380円	5,520円
戸田市	(収集しない)	1,500円	1,500円
蕨市	(収集+火葬) 3,300円		3,300円
上尾市	1,300円	700円	2,000円
蓮田市 白岡市	(市では処理しない)		—

※(収集運搬及び火葬手数料)-(火葬手数料)により算出した収集運搬のみに係る手数料

一般廃棄物処理の手数料の改定について

2 適正処理困難物及び粗大ごみの収集経費と処分経費（本市）

① 戸別収集経費（過去5年）

	適正処理困難物、粗大ごみの戸別収集に係る総経費(円) (A)	適正処理困難物の戸別収集件数(件) (B)	粗大ごみの戸別収集件数(件) (C)	減免申請を受けた戸別収集件数(件) (D)	1件当たりの戸別収集経費(円) (A)÷(B+C+D)
令和元年度	179,312,739	12,214	67,898	103	2,235
令和2年度	180,877,400	16,257	86,682	166	1,754
令和3年度	181,516,456	16,440	95,816	137	1,615
令和4年度	184,987,990	15,923	95,056	208	1,664
令和5年度	203,297,820	16,094	96,797	215	1,797
平均	185,998,481	15,386	88,450	166	1,813

現行手数料(550円)の約3.3倍!!

② 処分に係る経費（過去5年）

	現行手数料額(円)	1個あたりの処理経費(円)
スプリング入り マットレス、ソファ	1,650 又は 550	6,118
ゴムタイヤ	550	490
粗大ごみ	設定なし	1,731

最大手数料額
(1,650円)の
約3.7倍!!

約0.9倍!!

※算出可能な品目のみ掲載

一般廃棄物処理の手数料の改定について

課題

- ・犬、猫その他動物の死体の処理については、収集運搬、火葬ともに経費に見合った手数料額が設定されておらず、受益者負担が図られていない。
- ・収集運搬については、依頼者（市民）宅から環境センターまでの距離によってもかかる経費が異なるため、実経費相当額を徴収するのは不公平が生じる。
- ・適正処理困難物、粗大ごみの処理手数料についても実経費と大きな乖離が認められるが、対象品目や手数料額の積算根拠は自治体ごとに様々であり改定にあたっては、個々の詳細な調査や検討に相当の時間を要する見込み。

方針（案）

- ・犬、猫その他動物の死体の火葬に係る手数料を先行して検討し、改定を行う。
- ・当該手数料の改定にあたっては、実経費相当額とする。
- ・収集運搬手数料については、適正処理困難物及び粗大ごみの手数料と同時に改定を目指すこととし、引き続き検討する。

スケジュール

施策	令和6年度						令和7年度						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
一般廃棄物処理手数料（犬猫その他動物の死体）の見直し		審議会（諮問）	調査研究			審議会（審議）	調査研究	審議会（答申）	改正案の作成	都市経営戦略会議（審議）	議案の提出（令和7年12月議会）		
審議会		第2回（今回）				第3回		第1回					

令和6年度第2回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会

資料4

その他



令和6年11月20日

環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

今後の予定

主な施策	令和6年度						令和7年度								令和8年度					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月		
容器包装プラスチックのリサイクルの拡大	容器包装プラスチックの拡大回収開始																製品プラスチック一括回収開始(予定)			
	資源物Ⅰ類のごみ袋を「透明袋」のみに限定(試験的実施)						資源物Ⅰ類のごみ袋を「透明袋」のみに限定(本格実施)													
事業系木くず類の資源化誘導	民間資源化施設の利用を要請						清掃センターでの原則受入停止													
家庭系剪定枝、刈草のリサイクル実証事業等	実証実験実施	結果の検証				新規事業化計画														
		【事業モデル②】 清掃センターでの引き抜き資源化開始(予定)																		
家庭ごみの直接搬入制度の見直し			手数料改定(第Ⅰ段階目) 100円/10kg				手数料改定(第2段階目) 180円/10kg								240円/10kg					
	完全予約制の施行																			
一般廃棄物処理手数料(犬猫その他動物の死体)の見直し	審議会(諮問)	調査研究				審議会(審議)	調査研究	審議会(答申)	改正案の作成	都市経営戦略会(審議)	議案の提出 (令和7年12月議会)				手数料改定					
審議会		第2回(今回)									第3回	第Ⅰ回								

*令和7年4月 サーマルエネルギーセンター供用開始

環資資第2133号
令和6年11月20日

さいたま市廃棄物減量等推進審議会
会長 鬼沢 良子 様

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市一般廃棄物処理の手数料のあり方について(諮問)

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第51条第2項の規定により、
下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

さいたま市一般廃棄物処理の手数料のあり方について

2 諮問理由

本市の家庭系廃棄物の排出方法は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第 26 条第 1 項において、所定の場所に適正に排出することとしており、地域のごみ収集所に適正に出されたごみについては無料で収集しておりますが、通常の車両による収集が難しい粗大ごみや、特別な処理を要する適正処理困難物、犬猫等の死体については、排出する市民から手数料を徴収したうえで、収集運搬・処理を行っています。

これらの手数料については、平成 13 年のさいたま市合併以来、見直しを行っておらず、また近年は、徴収する手数料額以上の費用をかけて収集運搬及び処分を行っている状況であり、適正な受益者負担が図られていない状況があります。

このような背景の中、行政サービスの公平性確保と今後の安定的なごみ処理体制の維持のため、手数料額の見直しなど、さいたま市一般廃棄物処理の手数料のあり方について諮問するものです。

令和 6 年度第 2 回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会

議 事 録

日時 | 令和 6 年 11 月 20 日 (水)

10:00～12:00

会場 | ときわ会館 3 階 第 2 会議室

令和6年度第2回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 議事録

1. 日時

令和6年11月20日（水）10時00分開会 ～ 12時00分閉会

2. 場所

ときわ会館3階 第2会議室

3. 出席者（敬称略）

□ 出席委員

鬼沢 良子 袖野 玲子 中村 謙吾 永田 信雄 清川 静香 三次 宣夫
川田 倫世 小林 敦 谷口 瑞生 高村 裕美 上領 園子 甲斐 文祥

□ 欠席委員

田口ゆり子 山崎 蓉子 赤松 真一

□ 事務局

[環境局]

環境局長

[資源循環推進部]

資源循環推進部長 資源循環政策課長 廃棄物対策課長 外3名

[施設部]

施設部長 環境施設管理課長 環境施設整備課長

4. 次第

□ 開会

□ 諮問書交付

□ 議事

- (1) 令和5年度さいたま市ごみ処理実績（確定）について
- (2) 令和6年度の主な施策の取組み状況について
- (3) 一般廃棄物処理手数料の改定について
- (4) その他

5. 議事録

■ 開会

人事異動による委員の交代があり、甲斐委員が新たに委嘱された。

■ 諮問書交付

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第51条第2項の規定に基づき、諮問書の交付を行った。なお、交付は環境局長が代行した。

■ 議事

(事務局から、議事(1) 令和5年度さいたま市ごみ処理実績(確定) についての説明が行われた。)

(発言内容)

鬼 沢 会 長：スライド4を出していただければわかりやすいと思いますが、順調に減っているけれども目標までもう一息ということと、上半期に少し増えてしまった。そこを下半期どうしていくというのがすごく重要になると思いますが。

袖野副会長：昨年度減った原因を容器包装の減少としていますが、その根拠はあったりするのでしょうか。実態調査でごみが減っているのでしょうか。もし容器包装が原因で減っているのであれば、今年度上半期も減少傾向であっていいと思うので、何か昨年度だけの特殊な要因があったのかと思いました。

事 務 局：容器包装プラスチックについては、昨年度実証実験を桜区で行って、その中で容器包装だとプラスチックがリサイクルに回せるというデータを取って、その結果を基に減っていると判断しました。

鬼 沢 会 長：下半期はプラスチックの拡大や木くずがごみ量に大きく影響してくるということですか。

事 務 局：事業系の木くずをセンターに持ち込むのではなく、専門の処理業者に回すとか、家庭系の剪定枝の実証実験で剪定枝を誘導しながら専門の施設に任せる実験をやっていますので、減少すると考えており、さらに来年度以降事業化すれば減っていくものと考えています。

鬼 沢 会 長：スライド4を見ると、順調に減っていますが、目標までもう一息というところもありますし、容器包装プラスチックのリサイクルの拡大は大きな影響があると思いますが。

中 村 委 員：資料中のデータについて人口の推移をどのように考慮しているのでしょうか。市民1日1人当たりの目標は未達成と書いてあったので、人口の増減に応じて見方が変わってくると思いました。

事 務 局：市民1日1人当たりの排出量は基本計画の目標値として定めており、人口は加味していますが、焼却量は1人当たりというよりもさいたま市の喫緊の課題というところで、総量で計画をつくっています。補足としては、上半期で2700トンくらいの削減を期待しているところであります。

(事務局から、議事(2) 令和 6 年度の主な施策の取組み状況について の説明が行われた。)

(発言内容)

清 川 委 員：事業系木くずの持込み施設が 3 か所あると思いますが、最大受入量を超えた場合、市で受け入れるということでしょうか。どのくらい受入れが可能なのでしょうか。

事 務 局：受入量の上限というよりは腐った草などリサイクルに向かないものについては搬入拒否ということになっています。

清 川 委 員：この 3 施設でさいたま市の事業所の木くずは賄えるという認識でしょうか。

事 務 局：賄えるという計算になっています。事業系落ち葉も受けられるので、民間のリサイクル施設に持って行って欲しい。

三 次 委 員：家庭系剪定枝の実証事業について、今後結果を受けて、剪定枝等を収集所に出すときに細かく分別して出すことになるのでしょうか。クリーンさいたま推進員の負担増を危惧しています。

事 務 局：家庭系剪定枝のリサイクルはすぐに 4 月から実施するわけではございません。もえるごみとして出していただく分についてはそのまま、直接搬入の場合にリサイクルを行うために今後このような形になるかと思います。

三 次 委 員：10 月から実施している資源物 1 類の透明袋もまだまだだと思いますが、周知が大切。今までの袋で出しても収集車が持って行ってくれてしまう。きちんと出さなければ 1 週間でも 2 週間でも置いていてくれればいい。意識付けが必要だと思っています。一方で置いて行かれると困るという相反する気持ちがあります。

鬼 沢 会 長：収集所はそのまま、施設持込みはかなり細かくということで。その先で堆肥化をしているからですね。堆肥化に向かないものが入ってきたら困るということで細かいことをお願いしているということだと思います。

高 村 委 員：木くずの実証実験について、もともと市のセンターで処理していたのが、民間のリサイクル施設に持ち込むということで、市のセンターは何か所あって、実証期間終了後に料金はいくらくらいなのでしょう。不便になった場

合、リサイクルに回らず、もえるごみが増えると意味がない。

事務局：環境センターは 4 施設で、サーマルエネルギーセンターの供用開始により、今後 3 施設までになります。木くずの手数料については市の施設への搬入に戻ると通常 100 kg未満無料で 10 キロにつき 20 円。来年 1 月からは 10kg 以下無料で 10kg100 円の手数料がかかります。

高村委員：民間の施設にもっていくと損となると誘導されない。民間に持って行った方が有利になるような形で手数料を展開していけばうまくいくと思います。

事務局：補足すると現在、民間では剪定枝が 170 円、刈草が 250 円となっています。今回の実証実験を通じて民間の方に誘導できる価格設定を検討していきたい。

鬼沢会長：現在は実証事業なので、このままの形で本格実施するのではなく、実証事業を通じてどういう形がいいのか検証していくということだと思います。ただ、今回 100 件以上の申込があったことはすごいことだと思います。

甲斐委員：容器包装プラスチックについて、私の居住している自治体で近い取組を行っていて、個人の実感としては排出の仕方が大きく変わっていると思いますが、出される方のどこまで洗って出したらよいのかというような問い合わせがどのくらいあるのでしょうか。また、受入側の施設としては、市民はきちんと洗って出されていると感じていますでしょうか。もう 1 点食品ロスについて、小売店との連携はいいと思います。買った後で食べることが難しいこともあるので、買う際のロスを減らすことも大事。

事務局：容器包装プラスチックの問い合わせは何件かあります。本市としては軽くすすいで出せば良いと案内しています。洗剤を使ってまできれいにしなければいけないということではございません。食品ロスはおっしゃる通り、良かれと思って買ってきたものがもう一つあったとなると無駄になってしまうので、そういう点も含めて施策を勘案できればと思います。

鬼沢会長：市民が一番わかりにくいと思うのが透明袋がどのくらい透明でないといけないのかという問い合わせがあったのではないかと思います、どのような問い合わせが多いのでしょうか。

事務局：自治会などを回って説明させておりますが、ごみ袋を沢山買っているので、

今後出せなくなるのか、どこで買えるのかという問い合わせが多い。すぐに切り替えるということは考えておらず、今年度中は柔軟に対応するということが猶予期間を設けています。その間に周知啓発ということで収集所にポスターを貼ったり、チラシを全戸配布したりすることを考えています。調査を行ったときに透明袋の割合が 3 割くらいだったということで、今後その割合をいかに上げていくかが課題だと思っていますが、透明袋以外だからといって置いていかず、柔軟に対応しているところであります。

鬼 沢 会 長：透明袋でないといけないのは、そこに書いてある通り、リチウムイオン電池とか危険物が入っていて、特にリチウムイオン電池は周りがプラスチックなのでそれを一緒に入れてしまう危険があるので透明袋ということなので、そのあたりを徹底しないと、なぜ透明袋じゃないといけないのかという疑問が市民の側からはあるのではないかと思いますし、桜環境センターの火災の原因はリチウムイオン電池だったわけですから、その点はすごく重要かなと思います。

袖 野 委 員：容器包装プラスチックについて、住民の協力を得るには、危機感を共有することが有効。東京都でも多摩地区ではごみの排出量が少ないのですが、その要因として施設数が減って、何とせよごみを減らす必要があるという危機感があつたと聞いています。さいたま市も施設が 3 つになるということで、ごみを減らさなければいけないという危機感を住民と共有できればいいのではないかと思います。会長からも話があつたように、異物の混入はダメだと広報することが重要。プラスチックを使っているものをなんでも資源物の袋に入れてしまう方もいると思います。リサイクルの質を高めることであったり、異物の混入は困るといったことを併せて広報することが重要だと思います。製品プラスチックも住民にとってはわかりにくいところがあると思うので、今後そのような変更があることを少し書いておくとか、なぜ分別が必要なのかというところが、こうしてくださいというだけではなくて、住民が自ら進んで協力するような情報の出し方の工夫が必要だと思います。

木くずの実証実験については、とてもいいと思います。有機系廃棄物の分別リサイクルの第一歩として評価できると思います。事業系については民間業者のルートを利用ということですが、処理費用の差はどのくらいあるのでしょうか。また、家庭系は参加していただいた方にアンケートを取った方がよいです。

食品ロスキャンペーンについてはどのような事業者が参加されたのか知りたいです。キャンペーンで終わらず通年でもやってほしいです。次年度はもっと店舗を増やしていただきたいです。食品ロス関係だと国でも動いていて、

食品寄付のガイドラインが検討されていて、フードバンクなどの寄付の話があります。そのほかに食品の持ち帰りの話があります。さいたま市は住民と近いところにいるということで、住民に直接話しかけることができる立場にあるので、持ち帰りのガイドラインが整備されることと併せて、持ち帰りの施策をやっていただきたいと思います。

永田委員：食品ロス削減の関係ではさいたま市はよくやっていると思っています。一つの事例としては、フードバンクに食品を寄付するフードドライブという取組を県内 151 か所で常設型フードドライブをやっています。スーパーマーケットのほか、さいたま市内では区役所等も含めて、その施設が開いている間はいつでも寄付を受け付ける取組を進めていて、30 か所近くがさいたま市内にあります。さいたま市を含めて市内多くの店舗が食品ロス削減に併せて子どもや生活困窮者のために何かやれることはないのかという気持ちを反映して今の状態になったと思っています。

事務局：1 点目のプラスチック類の回収拡大については周知啓発を行ったのですが、なかなか浸透していないということが身に染みています。当課に電話の問い合わせがひっきりなしに掛かってきたところです。ゆくゆくは製品プラスチックの回収も行う予定ですので、周知啓発をメインに考えていかないと難しいかと。危機感という点ではセンターを減らさなければならないということに住民と共有していかなければならないので工夫していきたい。木くずについては事業系は処理費用の差というところで、手数料ですと事業系は 10kg につき 240 円に対し 170 円で 70 円の差があります。家庭系については段階的に値段の見直しをしておりますので、令和 8 年で 10 円の差、令和 9 年には事業系と同様に 70 円の差となっています。食品ロスのヒーロー買いキャンペーンについては 17 店舗であり、チーム Eat All に 41 者参加していますが、その中でイトーヨーカドー 3 店舗や地元のコンビニ業者などが参加いただきました。来年度はもっと拡大していければと思いますが、シールを貼るのが参加のネックになっているようなので、どういう商品に貼るのかを含めて検討していきたい。食品の持ち帰りについて私どもの視点になかったので、そういう視点も入れていけたらと思います。

鬼沢会長：持ち帰りは飲食店で食べ残したけど、持って帰ってまた火を入れれば食べられるもので、レストランでも持ち帰りを推奨しているところはどんどん増えていて、mottECO（モッテコ）という容器を各地で展開していて、そこに参加しているレストランとかホテルのレストランでも参加しているところがすごく増えていきますので、そういうところもまた増やしていければということ

だと思います。

小 林 委 員：食品ロス削減キャンペーンのフローの中にプレゼントの送付とありますが、おそらく郵送であったり、梱包であったり、様々なコストがかかってくると思うのですが、その一方で今年の7月から市民アプリが立ち上がっていて、その市民アプリにはさいたま市で使えるデジタル地域通貨の機能がついていることになっていますが、このプレゼントにデジタル地域通貨を使っていくことで、行政コストの削減であったり、アプリが開発された経緯である地域経済の活性化、またアプリそのものをまだ知らない方が大勢いらっしゃるようですので、アプリの活性化にも繋がっていくと思うのですが、そうしたところを次年度以降検討されてはどうでしょうか。

事 務 局：現在、環境局と経済局とで協議を始めている案件があり、フードシェアマイレージがあります。市民の方が食べ物を寄付できる拠点を設けており、量に応じてポイントを付与する制度があります。付与していたポイントがほぼ岩槻区限定のたまぼんだったので、それがさいコインなどと統合できないかという市議会議員からの御質問も頂戴いたしまして、現在調整しています。できるところから少しずつ経済局と連携していき、将来的には食品ロス削減キャンペーンの景品もシフトしていくようなことも検討していきたい。

(事務局から、議事(3)一般廃棄物処理の手数料の改定について について説明が行われた)

(発言内容)

中 村 委 員：犬猫について、市民からの依頼件数が減っていると思いますが、ペットの比率と野良の比率について教えてほしい。

事 務 局：さいたま市の場合は路上で動物の死体があった場合は環境部門で回収することになっておりますので、そちらが平均すると6千件のうち4千5百件くらい。市民からの依頼が千5百件となっています。

甲 斐 委 員：受益者負担の適正化という方向性自体は良いですが、具体的な料金はいきなり高いと市民に感じさせる価格となってしまうと不適正業者が入り込んでしまうので、慎重に検討するべきだと思っています。粗大ごみについては、コストが物品により違うことが想像されますが、どのくらいまで細かく検討するのでしょうか。

事 務 局：収集運搬についてはそういう業者もいるということで、今後の検討の中に入

れさせて頂きたいと思います。粗大ごみについては、どれくらい細かく調べられるか検討してご提示します。

甲斐委員：大きさによってもコストが変わって来たり、材質によってもガラスが使われているから慎重に扱う必要があるなど細かく見ていくと色々な場合があると思いますが、細かく分けすぎると市民側も行政側も大変だと思うので、バランスが難しい。

鬼沢会長：スライドで近隣市との比較があったと思うのですが、かなり違いがあります。今後調査しながら決めていくにあたって越谷市とか、あるいは川口市とか聞き取り調査をされた方が、どういう根拠でこういう風になっているのか、市民の方が適正に対応して下さっているのか、値上げをした時の反応とかも聞いてこれたらいいのではないのでしょうか。

谷口委員：今後の方針について犬猫を平均額くらいでやるつもりなのかもしれませんが、種類によっては小さい動物もいれば大きいものもいて、費用もそれだけ差が出てくると思います。それに対して一律でやるのかどうかも検討してもらえば。

事務局：他の自治体の調査と民間とのバランスも考え、種類で分けたり重さで分けたりする点も調査して提示したい。

袖野委員：民間のペット葬だと数万円なのでだいぶ安いと思いますが、改定の方針の点で、収集運搬は別途改定という話がありましたが、値上げは一度にやってもいいのではないのでしょうか。質問としては処理において儀礼的な部分はどうなっていますでしょうか。他の廃棄物よりもコストがかかるような処理をされているのでしょうか。また、収集運搬は距離によってコストが変わってくるものの、公共サービスというところで市内一律が原則だと思います。粗大ごみは継続検討とはいえ、明らかに安いので、排出抑制という観点からも粗大ごみを出すことにはお金が掛かるという方向が良いと思います。引き続き検討としてもどの時期に結論を出すのでしょうか。早々に検討して改定を行った方が良いと思いますので、見通しをある程度見せておいた方がよいです。

事務局：犬猫の儀礼的な部分については、現在改定の審議を行っている火葬方法は、まず飼っていた方が市に連絡をして、市が委託している業者がその都度取りに行きます。そして指定の保管場所で冷蔵状態で保管しておいて、そこに民

間のペット霊園の業者に取りに来てもらって火葬しています。市の施設ではなく民間のペット葬儀屋でお願いしています。このルートだと複数の動物のご遺体をまとめて焼いています。そのため、お骨の返還はできませんが、お参りできる施設はあります。今回の件とは別ですが、大宮聖苑ではお骨を持ち帰ることはできます。収集運搬については、距離によって費用が異なっております。収集運搬については、今一律550円となっているところが距離によって実費相当額をもらうのであればそちらも改定しなければならないのではないかと考えています。粗大ごみも550円となっているので、それも含めて考えていかなければならない。他の自治体を見ると収集と火葬を分けていなくて、一律で取っている所もございますので、その辺の考え方も調査していくので、もう少々お待ちいただきたいです。粗大ごみが安い件については、排出抑制の観点からも値上げという考えがございますが、どのような種類をどのように値上げしていくかお時間がかかると思っていますので、なるべく早めにスケジュールを作りたいですが、現時点ではどのような項目を先に検討するか考えさせていただきたいです。

鬼 沢 会 長：次回の3月までには事務局案として金額を含めた案が示されるということで、その間に調査していただいて、こういった形がいいかを含めて報告をお願いいたします。

高 村 委 員：粗大ごみの手数料改定に関連して、粗大ごみを値上げしたら不法投棄が増えてしまっただけでは困ると思うので、罰則などを広報する上で盛り込むとか、そちらについても考慮していただければと思います。

事 務 局：広報についてはすごく大事だと思っているので、やらせていただきます。事業系の値上げを4月にやったところではありますが、4月以降不法投棄が目に見えて増えているというわけではございません。広報しながらそのあたりの対応も行っていきたい。

（事務局から、議事(4)その他 について説明が行われた）

（発言内容）

鬼 沢 会 長：生活者は容器包装プラスチックと製品プラスチックといわれてもわからない部分が意外と多い。今後広報をするにあたって、いずれ製品プラスチックの回収をするのであれば、徐々に製品プラとは何かなどを情報発信いくことが重要だと思います。

（閉会）